

## 大規模小売店舗立地法の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第2項の規定により以下のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、この公告の日から縦覧期間の終了する日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地(以下「氏名等」という。)を記載した意見書を大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課に提出しなければならない。

なお、法第8条第3項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

公 告 日:令和7年12月3日

届出年月日:令和7年11月26日

店 舗 名:ミスター・マックス別府店

設 置 者:株式会社ミスター・マックス・ホールディングス

縦 覧 期 間:令和7年12月3日～  
令和8年4月3日

縦 覧 場 所:大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課及び大分県東部振興局

届出の概要:別紙のとおり

様式第3(第7条関係)



※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

## 変更届出書

令和7年11月26日

大分県知事様

株式会社ミスターマックス・ホールディングス  
代表取締役 平野能章  
福岡市東区松田1丁目5番7号

大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称：ミスターマックス別府店

所在地：大分県別府市大字鶴見字中河原438番1

### 2 変更しようとする事項

#### (1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐輪場の位置

【変更前】

位 置	収容台数
建物南東側（「図面3-1 建物配置図兼平面図【変更前】」上・駐輪場①）	30台

【変更後】

位 置	収容台数
建物 東側（「図面3-2 建物配置図兼平面図【変更後】」上・駐輪場①）	30台

#### (2) 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

##### ① 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

【変更前】

小 売 業 者	開店時刻	閉店時刻	備 考
株式会社ミスターマックス	午前9時00分	午後9時00分	

【変更後】

小 売 業 者	開店時刻	閉店時刻	備 考
株式会社ミスターマックス	午前9時00分	午前0時00分	

##### ② 来客が駐車場を利用することができる時間帯

【変更前】

駐車場No.	駐車可能時間帯	備 考
駐車場	午前8時30分～午後9時30分	

【変更後】

駐車場No.	駐車可能時間帯	備 考
駐車場	午前8時30分～午前0時30分	

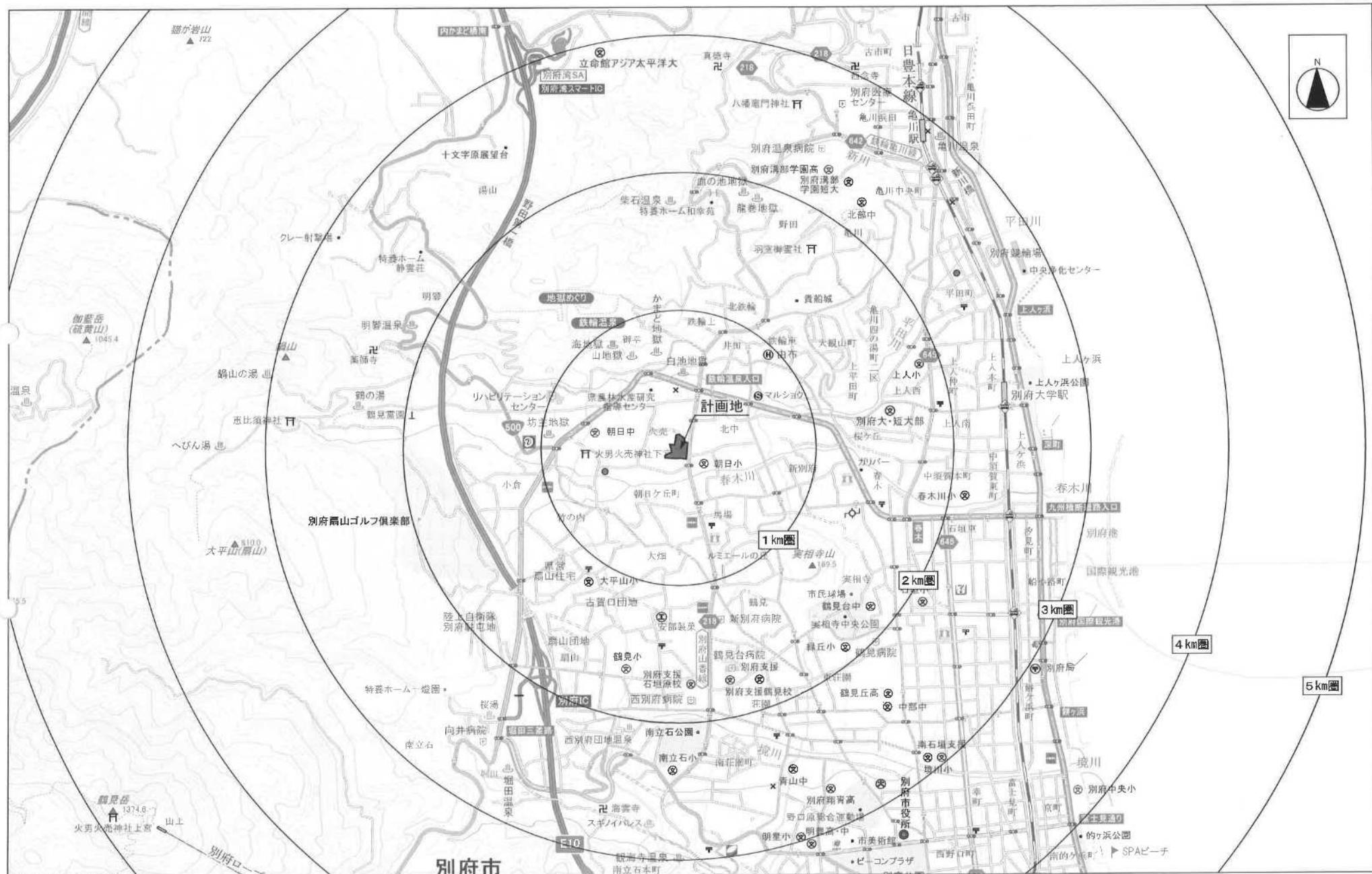
### 3 変更する年月日

(1)大規模小売店舗の施設の配置に関する事項  
令和7年12月27日

(2)大規模小売店舗の施設の運営に関する事項  
令和7年11月27日

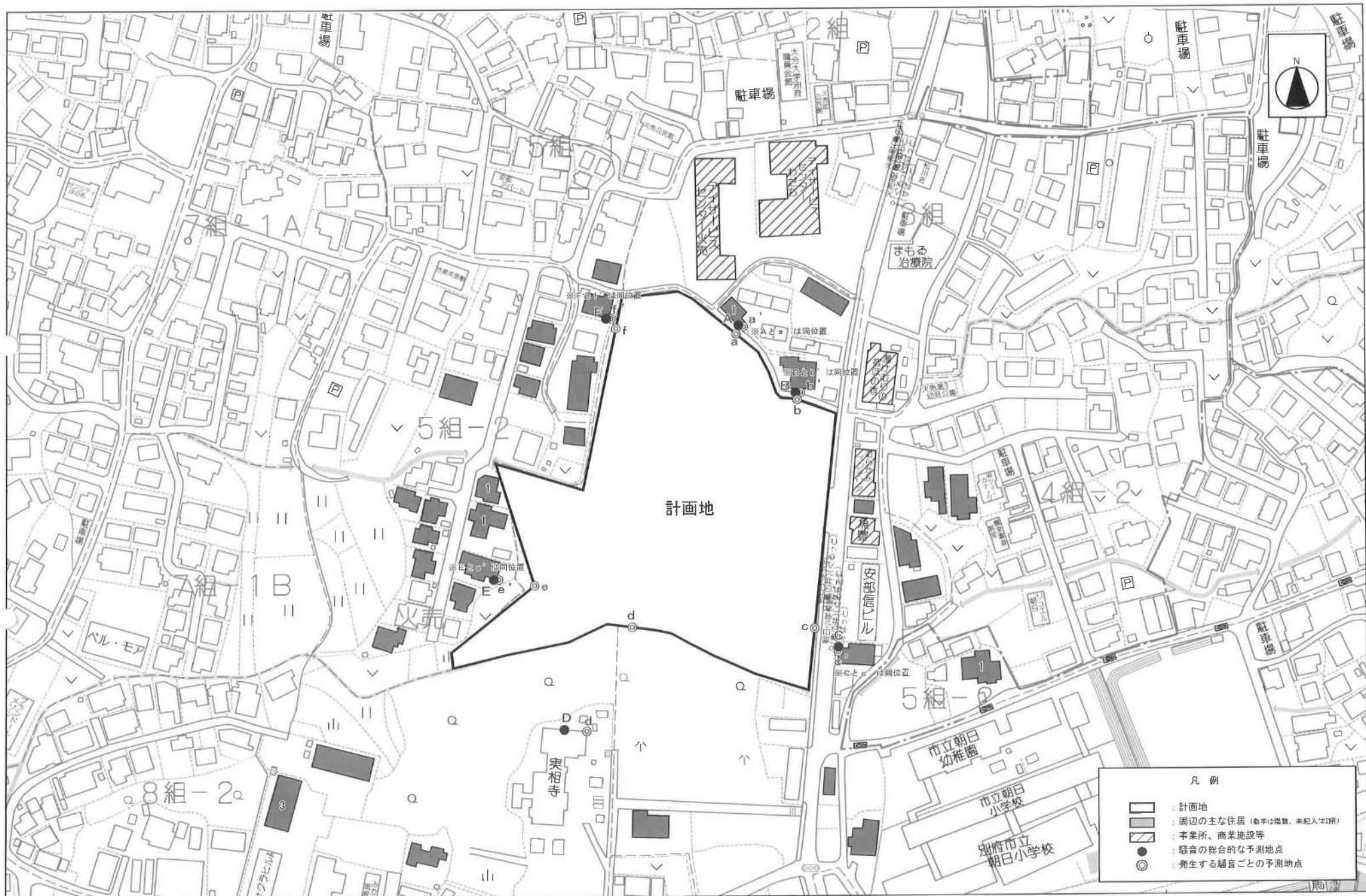
### 4 変更する理由

営業施策による



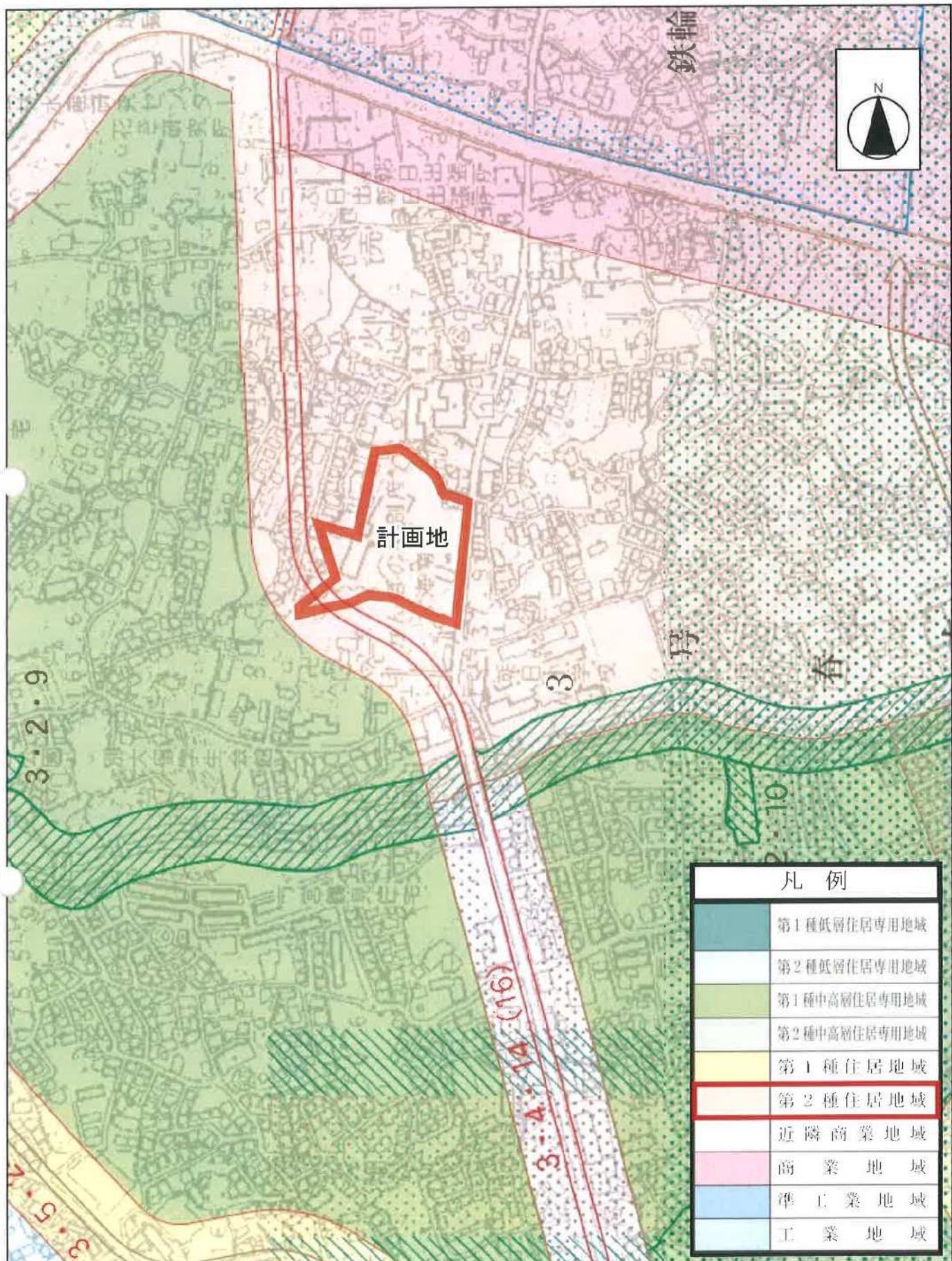
図面 1

広域見取図( $S=1/25,000$ )



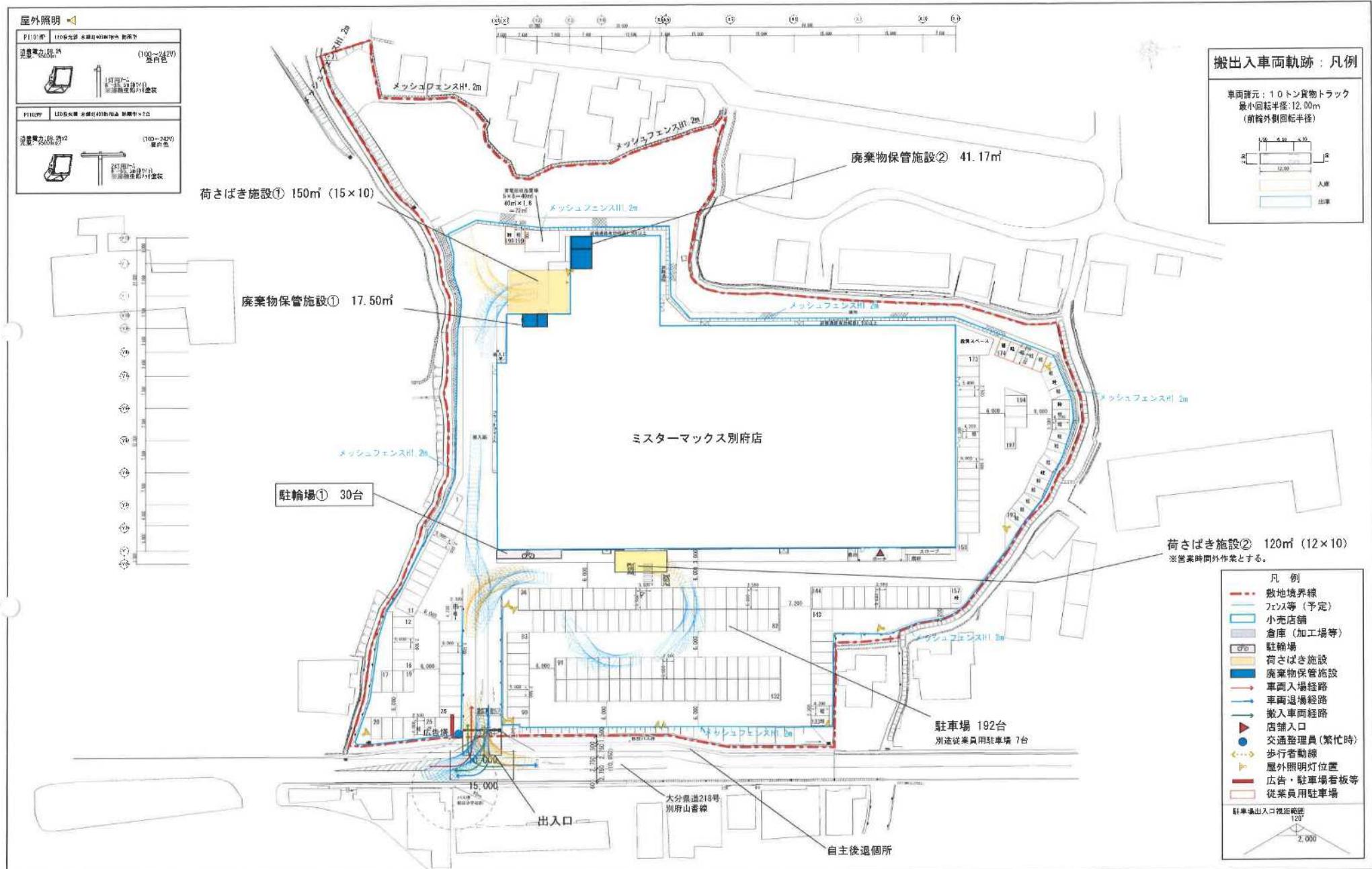
図面2-1

### 周辺見取図兼騒音予測地点位置図 (S=1/1,500)



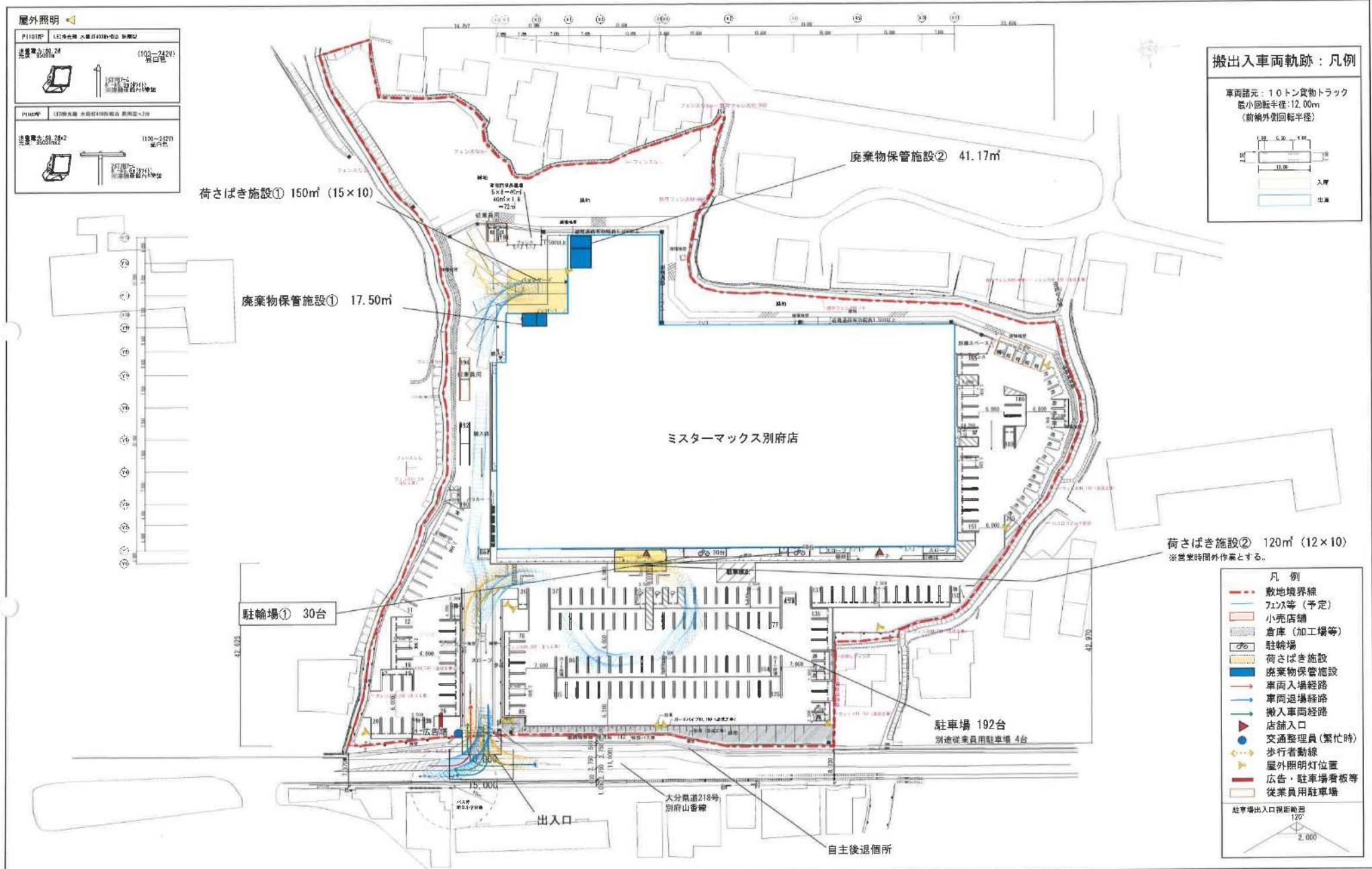
図面2-2

用途地域図 (S=1/5,000)



図面 3-1

### 建物配置図兼平面図【変更前】(S=1/800)



図面 3-2

建物配置図兼平面図【変更後】(S=1/800)